

ひとり親家庭の方のファミリー・サポート・センター利用料助成事業について
(平成29年4月1日より助成金額が利用料の2分の1→3分の2に拡大しました)

ひとり親家庭の方が、ファミリー・サポート・センターの会員となり、提供会員から育児の援助を受けた場合、利用料の3分の2を、1カ月当たり2万円を上限に助成いたします。
ただし、交通費、食事代、おやつ代等の実費負担分及びキャンセル料は除きます。

《助成を受けられる方》

小山市に居住しているファミリー・サポート・センターの依頼会員あるいは両方会員で、次のいずれかにあてはまる方

- (1) 小山市のひとり親家庭医療費受給資格のある方
- (2) 児童扶養手当の認定を受けている方

助成を受けるための手続き

1ファミリー・サポート・センターの依頼会員あるいは両方会員の登録



2小山市ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成登録



3利用後 利用料助成金交付申請書兼請求書を提出

できるだけ翌月10日までに提出ください

(市から助成額のお知らせ及び振込)

3の利用料助成申請を提供会員に委任することもできます。その場合は提供会員に利用料の3分の1を支払い、代理受領委任状等を添えて提供会員に依頼してください。

申請書は小山市ファミリー・サポート・センターまたは市のホームページからダウンロードできます。

問合せ 小山市ファミリー・サポート・センター (24) 1012

小山市子育て包括支援課 家庭児童相談係 (22) 9627

提供会員様へ

ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成の申請について委任を受ける時

「小山市ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成登録」が済んでいるか確認してください。⇒未登録の場合はファミサポで登録

利用料助成登録が済んでいる場合

活動実施後

⇒ 依頼会員から「様式5 利用料助成金交付申請兼請求書」(1か月毎)
「様式6 代理受領委任状」
を受け取る

⇒ 依頼会員から受け取った様式5・様式6
及び「様式7 援助活動証明書兼受領承諾書」をファミリー・サポート・センターへ
*ファミサポに「援助活動の報告」を持参する時に併せてご提出ください。
郵送でも可能です。



場所 小山市城山町3-7-5 城山・サクラ・コモン2階 子育て支援総合センター内
受付時間 午前8時30分~午後5時 年末年始を除く毎日 電話(24)1012